２　施策と主な取組の内容

基本目標１　変化する社会を生きる力の育成

子ども一人ひとりが，変化する社会のなかで主体的に生き抜くことができるよう，確かな学力，豊かな心，健やかな体を育むことをめざします。

【施策の体系】

- 施策１　確かな学力を育む教育の推進
  - １ 授業改善の推進
  - ２ 学習の基盤となる資質・能力を育む活動の充実
  - ３ 学習習慣の定着に向けた取組の推進
- 施策２　豊かな心を育む教育の推進
  - １ いじめの未然防止等に係る取組の推進
  - ２ 道徳教育の推進
  - ３ 体験活動等の充実
- 施策３　健やかな体を育む教育の推進
  - １ 学校保健・学校体育の充実
  - ２ 学校給食の充実と食育の推進
  - ３ 安全に関する教育の推進
- 施策４　幼児教育の充実
  - １ 幼児教育の質の向上
  - ２ 小学校教育との円滑な接続
- 施策５　多様なニーズに対応した取組の充実
  - １ 特別支援教育の充実
  - ２ 不登校児童生徒等への支援
  - ３ 就学に対する支援

施策１　確かな学力を育む教育の推進

【現状と課題】

○　本市の児童生徒の学力は，標準学力検査や全国学力・学習状況調査の結果によると，「根拠に基づいて筋道を立てて考え，的確に表現する」など，知識・技能等を活用することに課題があります。平均正答率で見ると，おおむね全国平均並みとなっていますが，算数・数学では課題が見られます。

こうしたことから，児童生徒一人ひとりが知識を相互に関連付けてより深く理解したり，情報を精査して考えを形成したりするほか，問題を発見して解決策を考えたりするなどの資質・能力を身に付けることができるよう，児童生徒の発言や活動時間を十分に確保し，他者と協働しながら学びを深める授業の充実を図るなどの授業改善に取り組む必要があります。

また，授業改善に取り組む際には，各教科などにおける学習活動に重要な役割を果たす言語能力をはじめ，情報モラルを含む情報活用能力や問題発見・解決能力など生涯にわたる学習の基盤となる資質・能力を身に付けるための活動を重視する必要があります。

○　家庭での学習習慣においては，全国と比較して計画を立てて取り組む児童生徒の割合は高いものの，取り組む時間は小学校・中学校ともに短い傾向にあります。また，ゲームをする時間が長い傾向があり，１日の生活のあり方を見直すことや，家庭学習の方法や内容等に課題が見られます。

こうしたことから，児童生徒の主体的に学習に取り組む態度を養うとともに，望ましい学習習慣の定着を図るため，学校全体で取組を進める必要があります。

【主な取組】

１　授業改善の推進

(1) 標準学力検査や全国学力・学習状況調査等の結果を詳細に分析し，授業改善や指導内容の重点化に活用します。

(2) 「知識・技能」，「思考力・判断力・表現力等」，「学びに向かう力・人間性等」といった資質・能力の三つの柱をバランスよく育むことをめざし，各学校が義務教育９年間を見通しながら，教育目標や地域の実情を踏まえて学校全体で主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。

(3) 学習評価を通じて学習指導のあり方を見直し，指導と評価の一体化により，授業の改善・充実を図ります。

(4) 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図るため，ティーム・ティーチング，少人数指導，習熟の程度に応じた指導など，指導方法を工夫するほか，長期休業期間などにおける補充学習を推進します。

２　学習の基盤となる資質・能力を育む活動の充実

(1) 言語能力を育成するため，各教科などの特質に応じた言語活動や，言語能力を向上させる重要な活動である読書活動の充実を図ります。また，学習用図書の整備や学校司書の配置など，読書活動の中核を担う学校図書館の充実に努めます。

(2) 情報モラルを含む情報活用能力を育成するとともに，一人ひとりの理解の状況や能力などに応じた学びを保障するため，学習用端末や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した学習活動の充実を図ります。また，小学校におけるプログラミング的思考を育む学習活動を実施します。

(3) 問題発見・解決能力を育成するため，児童生徒が横断的・総合的な探究課題に取り組むなど，身に付けた知識・技能を活用できる学習活動の充実を図ります。

３　学習習慣の定着に向けた取組の推進

(1)　児童生徒の興味・関心を喚起し，主体的に学習に取り組む態度を養う教育活動を推進します。

(2)　主体的に家庭学習に取り組む態度の涵養や望ましい学習習慣の定着に向け，児童生徒の実態に応じた学習量や授業内容との関連などに配慮した家庭学習の取組を，家庭と連携を図りながら学校全体で推進します。

■学習用端末や大型ディスプレイを活用した授業

施策２ 豊かな心を育む教育の推進

【現状と課題】

○　本市においては，2017 年(平成 29 年) ２月に「函館市いじめ防止基本方針」を策定し，いじめの未然防止などに向けた取組を進めています。

今後においても，本方針に基づき生徒指導・教育相談体制の充実を図るとともに，学校，家庭，地域，教育委員会などが連携しながら，いじめの未然防止などに係る取組の充実を図る必要があります。

○　2015 年(平成 27 年) ３月の学習指導要領の一部改正により，道徳教育の充実を図ることを目的に，道徳の時間が「特別の教科 道徳」として位置付けられ，豊かな情操や規範意識，自他の生命の尊重，自尊感情，他者への思いやり，人間関係を築く力，社会性，公共の精神など，よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが一層求められるようになりました。

また，ジェンダー平等やＬＧＢＴ※に関する問題など，性の多様性への社会的理解の促進が求められています。

今後においても，「特別の教科 道徳」を要として，学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行う必要があります。

○　児童生徒を取り巻く家庭・地域の環境が大きく変化し，児童生徒が自然のなかで豊かな体験をしたり，文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られていることが指摘されています。

また，新型コロナウイルス感染症の影響による行動の制限や学校における体験活動の減少も見られています。

そのため，学校において家庭・地域と連携・協働しながら，体系的・継続的な体験活動などの機会を確保することが求められています。

※　ジェンダー平等とは，性別に関わらず，平等に責任や権利，機会を分かち合い，あらゆる物事を一緒に決めてゆくことを意味しています。

※　ＬＧＢＴとは，レズビアン（自分を女性と認識し，女性を好きになる人），ゲイ（自分を男性と認識し，男性を好きになる人），バイセクシャル（同性を好きになることもあれば，異性を好きになることもある人），トランスジェンダー（戸籍など法律上の性と性自認が一致しない人，違和感のある人）の頭文字をとったものです。

【主な取組】

１　いじめの未然防止等に係る取組の推進

(1)「函館市いじめ防止基本方針」に基づき，学校，家庭，地域，教育委員会などが連携を図りながら，いじめの未然防止などに係る取組を一層推進します。

(2) 家庭や地域，関係機関などとの連携・協力を密にすることにより，生徒指導の充実を図ります。

(3) 電話相談窓口の設置や市立小・中学校を巡回する相談員の配置などにより，児童生徒や保護者の不安を解消するための教育相談体制の充実を図ります。

(4) 児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者に対する助言・援助を通じて課題の解決を図るため，スクールカウンセラーを各学校に効果的に派遣します。

(5) 児童生徒の情報通信機器を使用した問題行動の未然防止・早期発見・早期対応を図るため，インターネット上における不適切な書き込みなどの状況を確認する取組を実施します。

２　道徳教育の推進

(1) 各学校において教育活動全体を通じて道徳教育が進められるよう，道徳教育推進教師を中心に全職員が役割を分担して組織的に取り組みます。

(2) 児童生徒一人ひとりが考え，議論する道徳の授業への質的転換を図るための指導の改善・充実に努めます。

(3) 児童生徒の発達の段階を考慮しながら，自他を尊重する態度，人権に対する正しい理解，情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を育む指導の充実に努めます。

(4) 児童生徒一人ひとりがよりよい人間関係を築き，自己有用感や自己肯定感を感じることができるような取組を推進します。

３　体験活動等の充実

(1)　家庭・地域と連携・協働し，自然体験活動やボランティア活動などの体験活動の充実を図ります。

(2)　各教科における表現の場・活動の充実を図るとともに，社会教育施設を活用した鑑賞などの学習活動の充実に努めます。

(3)　生徒や教員の負担に配慮しつつ，地域や文化・スポーツ関係団体との連携・協働を図りながら，部活動を実施します。また，国が示している部活動の地域移行の動向も踏まえ，文化芸術活動や運動・スポーツ活動の機会の確保について検討します。

■体験学習（函館市縄文文化交流センター）

施策３　健やかな体を育む教育の推進

【現状と課題】

○　健康や保健に関する諸調査の結果によると，本市においては，朝食を欠食する児童生徒の割合や中学校１年生の一人平均のむし歯（う歯）の本数が全国平均を上回る傾向にあります。

また，本市では，2021 年（令和３年）４月に「函館市がん対策推進条例」を施行し，がんに関する教育を推進しています。

こうしたことから，児童生徒が自らの身体状況を把握し，望ましい生活習慣や健康の保持増進に必要な知識を身に付けるため，これらに関する指導や取組の充実を図る必要があります。

さらに，健康診断において疾病などが判明した場合やその疑いがある場合の対応のほか，性的な問題行動や薬物の乱用への対応も必要となっています。

○　全国体力・運動能力，運動習慣等調査の結果によると，本市においては，「運動が好きである」，「体育科・保健体育科の授業が楽しい」と回答した児童生徒の割合は全国平均を上回る傾向にあります。一方，体力は握力などの一部の項目を除き全国平均を下回る傾向にあります。

こうしたことから，学校の教育活動全体を通じて基礎的な身体能力の育成や運動習慣の定着に向けた取組の充実を図るとともに，体育の授業や体育的行事などの工夫・改善を図る必要があります。

○　本市においては，学校の教育活動全体を通じて食育を推進しており，食に関する正しい知識をもち，函館や他の地域の食文化を理解し継承できる児童生徒の育成に取り組んでいます。

学校給食においては，2013 年(平成 25 年) 12 月に「函館市学校給食基本方針」や「函館市学校給食食物アレルギー対策マニュアル」を策定し，学校給食における安全・安心の確保，地場産物の活用などに取り組んでおり，今後も本方針などに基づき，取組を積極的に進める必要があります。

○　児童生徒が事件・事故，災害に巻き込まれる事案も見られることから，児童生徒が犯罪や交通事故，自然災害などから身を守ることができるよう，学校の教育活動全体を通じて危機対応能力を育成することが求められています。

また，児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう，登下校時や災害・危機事象発生時などにおける安全を確保する取組を進める必要があります。

【主な取組】

１　学校保健・学校体育の充実

(1) 健康や保健に関する諸調査の分析結果を活用し，健康の保持増進に必要な知識・能力や感染症対策を含めた望ましい生活習慣・食習慣を児童生徒に身に付けるための指導の充実を図ります。また，学校生活を営むうえで配慮を必要とする児童生徒への対応に努めます。

(2) 家庭との連携を図りながら，歯科保健教育を通じて児童生徒のむし歯予防に向けた取組を推進します。

(3) 家庭や地域，関係機関などと連携を図りながら，がん教育や性教育，薬物乱用防止に関する指導や取組の充実を図ります。

(4) 全国体力・運動能力，運動習慣等調査の分析結果を活用し，体育の授業における運動量の確保や運動技能の向上，体育的行事の活動内容の工夫など，児童生徒の基礎的な身体能力の育成や運動習慣の定着に向けた取組の充実を図ります。

２　学校給食の充実と食育の推進

(1) 安全・安心な学校給食を提供するため，調理や配送などにおける衛生管理の徹底を図ります。

(2) 児童生徒が地域の食材に対し，興味・関心を高めて知識を深めることができるよう，地場産物の活用を推進します。

(3) 栄養教諭等を中心とした学校の教育活動全体での食育を通じて，日本の食文化への理解や，児童生徒が健全な食生活を実践する力と望ましい食習慣を身に付ける取組を推進します。

(4) 「函館市学校給食食物アレルギー対策マニュアル」に基づき，食物アレルギー対策を推進し，配慮を必要とする児童生徒への対応に努めます。

３　安全に関する教育の推進

(1) 生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うため，児童生徒の発達の段階に応じた安全教育を推進します。

(2) 家庭や地域，関係機関などと連携し，通学路の安全対策や災害・危機事象発生時などにおける児童生徒の安全確保のための取組を推進します。

施策４　幼児教育の充実

【現状と課題】

○　幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり，幼児期の教育がその後の学力，体力・運動能力，生活に影響を与えることから，幼児教育の質の向上が求められています。

　また，家族形態の変化，価値観やライフスタイルの多様化が進み，地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化，家庭が抱える課題の多様化・複雑化も進んでいることなどにより，保護者からの教育に関する相談への対応などの充実を図る必要があります。

○　近年，小学校就学直後の児童が学校生活に適応できないことが指摘されていることから，教職員の幼児教育・小学校教育に対する相互の理解を深める取組や園児と児童の交流など，小学校教育との円滑な接続に向けた取組の一層の充実を図る必要があります。

【主な取組】

１　幼児教育の質の向上

(1)　幼児期における教育内容の充実を図るとともに，多世代・異年齢交流などの体験活動の実施や家庭教育・子育ての支援に努めます。

(2)　幼児教育に関する研修や教育相談などを行う幼児教育に関するセンター機能の充実に努めます。

２　小学校教育との円滑な接続

(1)　小学校教育のカリキュラムとの連続性を確保し，相互の理解と連携を一層深めるため，小学校の教職員との意見交換や合同研究のほか，園児と児童の交流，就学に向けた引継などの取組の充実を図ります。

施策５　多様なニーズに対応した取組の充実

【現状と課題】

○　本市では，児童生徒のニーズに合わせた教育環境を提供できるよう，校内組織体制や関係機関などとの連携による相談体制を整備しているところですが，近年，特別支援学級に在籍している児童生徒や通常の学級に在籍する教育上特別な配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあり，必要とされる支援の内容も多様化しています。

こうしたことから，今後においても児童生徒一人ひとりのニーズを把握しながら一層きめ細かな支援を行う必要があります。

○　本市における不登校児童生徒※の割合は増加傾向にあり，2016 年度（平成 28 年度）以降，全国平均を上回っています。

すべての児童生徒が安心して楽しく通うことができる魅力ある学校づくりに努めることはもとより，不登校および不登校の傾向が見られる児童生徒が学習できる環境づくりや，児童生徒と保護者の不安軽減を図るための教育相談機能の充実が求められています。

○　本市における生活保護率や児童扶養手当受給率は，全国および全道の平均よりも高い状況にあります。また，就学援助の認定率も，近年は減少傾向にあるものの，児童生徒の約３割が受給している状況にあります。

こうしたことから，経済的に困難な状況にある家庭の子どもの教育機会確保のため，就学に対する支援を行う必要があります。

○　日本語指導が必要な外国籍または日本国籍の児童生徒は，全国的に増加傾向にあります。本市においても，こうした児童生徒が，日常会話ができるよう，また，言語の障壁なく学習活動に参加することができるよう，日本語指導を行う必要があります。

※　不登校児童生徒とは，何らかの心理的，情緒的，身体的，あるいは社会的要因・背景により，登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席している児童生徒のうち，病気や経済的な理由によるものを除いた児童生徒のことです。

【主な取組】

１　特別支援教育の充実

(1) 教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に対して，学校全体で支援する体制の充実を図ります。また，関係機関などとの円滑な連携・協力を図りながら，児童生徒の実態や児童生徒と保護者の意向などを踏まえた計画的・継続的な支援に努めます。

(2) 特別支援教育サポートチームや特別支援教育巡回指導員が校内支援体制などについての助言を行います。また，特別支援教育支援員を各学校に配置します。

(3) 関係機関などとの連携を図りながら，児童生徒に関わる教育相談や適切な就学指導を実施します。

２　不登校児童生徒等への支援

(1) 不登校および不登校の傾向が見られる児童生徒一人ひとりの状況に配慮しながら，ＩＣＴの活用も含めた指導方法や指導体制の工夫・改善に努めます。

(2) 多様な学びの場を確保するなど，不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた学習活動を支援します。

(3) 関係機関，フリースクールなどの民間施設，ＮＰＯ団体などと連携を図り，専門家の助言または援助を得ながら，不登校児童生徒一人ひとりの状況に配慮した支援に努めます。

(4) 不登校に関する相談窓口等の周知を図るとともに，不登校児童生徒とその保護者に対して，支援内容などに関する情報提供や相談対応を行います。

３　就学に対する支援

(1) 経済的な理由により，就学が困難な子どもの保護者に対して就学援助などの支援を行います。

(2) 地域住民などが実施する学習支援活動の促進・支援に努めます。

(3) 日本語指導が必要な児童生徒に対して，関係団体と連携し，支援に努めます。

基本目標２　地域とともにある学校づくりの推進

家庭や地域と一体となって子どもを育むとともに，教職員一人ひとりが個性・能力を十分に発揮できる学校づくりを推進します。

【施策の体系】

- 施策１　家庭・地域との連携・協働の推進
  - １ 家庭・地域と一体となった学校運営の推進
- 施策２　学校における指導体制等の充実
  - １ 校務運営および指導体制の工夫・改善
  - ２ 業務改善に向けた取組の推進
  - ３ 教職員の資質能力の向上
- 施策３　学校間の連携・接続
  - １ 学校間の縦の連携・接続
  - ２ 学校間の横の連携

基本目標２　地域とともにある学校づくりの推進

施策１　家庭・地域との連携・協働の推進

【現状と課題】

○　家族形態の変化，価値観やライフスタイルの多様化を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化によって，子どもを地域で育てるという考え方が次第に失われてきたことが指摘されています。児童生徒が健やかに成長していくためには，学校だけではなく家庭や地域が教育の場としての機能を発揮し，家庭・地域・学校が一体となって教育活動に取り組むことが必要です。

本市においては，保護者や地域住民などが学校運営に参画するコミュニティ・スクールを 2019 年度（令和元年度）から，すべての市立学校に導入しています。

今後は，家庭・地域・学校が目標や課題を共有し，一体となって児童生徒を育み，地域とともにある学校づくりを進めるため，連携・協働体制を強化していく必要があります。

【主な取組】

１　家庭・地域と一体となった学校運営の推進

(1)　コミュニティ・スクールを活用し，保護者や地域住民などの学校運営への参画を促進します。また，コミュニティ・スクールは，地域の実情に応じ，中学校区内における小・中学校間の連携を図りながら運営します。

(2)　家庭・地域・学校がめざす子ども像や教育目標，学校運営の基本方針を共有し，学校評価などを通じて学校運営の工夫・改善を図ります。

(3)　教育活動について，積極的に保護者や地域住民などに対して情報発信し，教育活動への参画を促進します。

(4)　地域と学校をつなぐ人材の発掘・育成に努めるとともに，家庭・地域・学校が連携・協働して行う活動の実施やその運営を担う組織づくりを促進します。

施策２　学校における指導体制等の充実

【現状と課題】

○　学校現場を取り巻く環境が多様化・複雑化し，生徒指導・特別支援教育などに関して組織的な対応を要する事案，心理・福祉などの高い専門性が求められる事案が増加する傾向にあります。

そのため，校長のリーダーシップのもと，教職員がそれぞれの力を発揮することができるよう，学校のマネジメント機能を強化し，組織として取り組む体制の充実を図るとともに，継続的に校務運営を改善する必要があります。

また，教育活動の質の向上につなげるため，学校外の様々な分野の人材を活用することや関係機関などと連携することにより，指導体制の充実を図る必要があります。

○　2017 年（平成 29 年）12 月に「教職員の業務改善のための取組」を定め，学校における働き方改革を進めてきましたが，授業準備，採点業務等の学習評価，部活動指導などを要因として，教員の勤務時間が長い実態にあることから，教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう，学校における業務改善を一層進める必要があります。

○　2015 年(平成 27 年)12 月に中央教育審議会が取りまとめた「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」においては，これからの時代の教員に求められる資質能力として,「時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力」,「新たな課題に対応できる力量」,「多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し，組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力」が示されています。

こうしたことから，学校運営の一層の充実のためには，教職員の資質能力を向上する取組を推進することが求められています。

【主な取組】

１　校務運営および指導体制の工夫・改善

(1) 校長のリーダーシップのもと，教育目標の実現に向けて教職員が適切に役割を果たすとともに，相互に連携しながら教育活動に取り組むことができるよう校務運営の改善・充実を図ります。

(2) 児童生徒，学校および地域の実情を踏まえた教育課程を編成し，組織的かつ計画的に実施するとともに，学校評価などを活用して教育活動の質の向上を図ります。

(3) 豊かな知識・経験をもつ専門家などの外部人材を教育活動に活用するとともに，関係機関・企業・高等教育機関などと連携し，指導体制の充実を図ります。

２　業務改善に向けた取組の推進

(1) 教員の勤務実態などを校務支援システムを活用して客観的に把握しながら，学校における業務改善に向けた取組を推進します。

３　教職員の資質能力の向上

(1) 教職員のキャリアステージに応じた研修を実施するほか，授業改善，特別支援教育や情報モラル教育など今日的な教育課題に対応した研修の充実を図ります。

(2) 実践的な研究を通じて，指導方法の改善・充実に努めるとともに，南北海道教育センターにおける事業の充実を図ります。また，優れた実践事例については学校間で共有を図ります。

(3) 児童生徒への適切な支援を教職員が行ううえで必要となる児童福祉などに関する知識を深める機会の充実に努めます。

施策３　学校間の連携・接続

【現状と課題】

○　小学校就学直後において望ましい集団行動や態度などが十分に身に付いていないことや，中学校・高等学校進学後において新しい環境での学習や生活に不適応を起こすことなどの事案が本市においても生じています。

こうしたことから，子どもの発達の段階に応じたきめ細かな指導の充実を図り，幼児教育から高等教育までの学校間の円滑な連携・接続を図る必要があります。特に高等学校教育においては，義務教育までに育まれた資質・能力を確実に身に付け発展・向上させることや，進学・就職への円滑な移行に必要な力を育成することが求められています。

また，近年，特別支援学級に在籍する児童生徒や通常の学級に在籍する教育上特別な配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあり，必要な支援の内容も多様化していることから，一人ひとりに対する継続性のある指導や支援の充実が求められています。

○　教育活動の一層の充実や生徒指導などの課題の解決のため，学校間の横のつながりを深めて情報を共有し，指導方法の改善・充実を図る必要があります。

【主な取組】

１　学校間の縦の連携・接続

(1)　子どもの学びの連続性を踏まえた教育課程を編成するなど，学校間の円滑な連携・接続を図る取組を推進します。

(2)　中学校区内の小・中学校において，めざす子ども像の共有を図り，児童生徒に必要な資質・能力を育む取組を推進するとともに，義務教育９年間を見通した指導体制の構築により，小中一貫教育を推進します。

(3)　教育上特別な配慮を必要とする子どもに関する個別の教育支援計画などを学校間で円滑に引継ぎます。

２　学校間の横の連携

(1)　指導方法や児童生徒の実態等に関する教職員の情報交流や研究協議会，授業公開などの取組の充実を図ります。

■義務教育学校の小学生と中学生の交流

基本目標３　函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成

子ども一人ひとりが，函館の魅力を感じ，関わりを深め，愛着や誇りをもつとともに，未来に向かって新たな価値を生み出す資質・能力を育むことをめざします。

【施策の体系】

- 施策１　函館への愛着や誇りを育む教育の推進
  - １ 地域資源を活用した教育活動の推進
  - ２ 地域に貢献する教育活動の推進
- 施策２　未来へ飛躍する力を育む教育の推進
  - １ 豊かな国際感覚を育む教育活動の推進
  - ２ キャリア教育の推進
  - ３ 科学技術への関心を高める教育活動の推進

基本目標３　函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成

施策１　函館への愛着や誇りを育む教育の推進

【現状と課題】

○　郷土は，そこに生まれた人や暮らす人にとって，自己形成に大きな役割を果たすとともに，生きるうえでの精神的な支えとなるものであり，郷土への積極的で主体的な関わりを通じて郷土を愛する心を育て，郷土をより良くしていこうとする態度を育成することが求められています。

こうしたことから，児童生徒が函館の自然や文化などに接し，人々との触れあいを深めることを通じて函館への愛着や誇りを育む必要があります。

○　地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化が進んでおり，地域を支える担い手が不足することによって，コミュニティ機能やまちの活力の低下が懸念されています。

こうしたことから，主体的に多様な人々と協働し支え合い，函館への愛着や誇りをもって地域に貢献する教育活動を推進することが求められています。

【主な取組】

１　地域資源を活用した教育活動の推進

(1)　豊かな地域資源を教材として活用し，函館のまちの良さを感じることができる教育活動を推進します。

(2)　授業や課外活動などにおいて，様々な専門家から直接指導を受ける機会の充実を図ります。

２　地域に貢献する教育活動の推進

(1)　地域行事・ボランティア活動などを通じて社会に参画する態度を育む教育活動を推進します。

(2)　地域住民や企業などとの連携を図りながら，地域課題の解決に取り組む学習機会の充実を図ります。

施策２　未来へ飛躍する力を育む教育の推進

【現状と課題】

○　児童生徒が外国語を活用して積極的にコミュニケーションを図る学習を通じて国際社会の一員としての自覚をもち，諸外国の歴史や文化，伝統などについて理解を深めることが求められています。

○　社会環境や産業・経済の構造的変化，雇用の多様化・流動化などにより，児童生徒が将来への見通しをもちにくく，将来に向けた夢を描くことも容易ではなくなっています。

　そのようななか，児童生徒一人ひとりが学校の教育活動全体を通じて望ましい勤労観や職業観，職業に関する知識・技能，主体的に進路を選択する能力・態度を育むことが重要です。

○　理数教育における我が国の児童生徒の学力は国際的に見て上位にありますが，学年が高くなるにつれ関心が低くなるとともに，理数教育が生活や社会に役立つと感じている割合も低くなる傾向にあります。

　今後は，理数好きな児童生徒の裾野の拡大や科学技術系の人材育成を図るため，理科，算数・数学に対する関心を高める取組や，科学技術と社会のつながりを踏まえた取組など科学技術に対する関心を高める教育活動を進める必要があります。

【主な取組】

１　豊かな国際感覚を育む教育活動の推進

(1) 諸外国の生活や文化を理解・尊重し，国際的に協調して取り組む重要性について考える国際理解教育の充実を図ります。

(2) 外国語活動および外国語の授業などを通じて児童生徒が異文化を理解し，協調する態度やコミュニケーション能力を育む教育活動の充実を図ります。

(3) 海外留学や国際交流活動などを通じて，外国人との交流機会の充実を図ります。

２　キャリア教育の推進

(1) 児童生徒が社会的・職業的自立に向けて望ましい職業観・勤労観などを身に付けるために，キャリア・パスポート※を活用するなど，発達の段階に応じたキャリア教育の充実を図ります。

(2) 様々な企業などと連携を図りながら，児童生徒の興味や適性に応じた，職場見学，職場体験活動，インターンシップなどの取組の充実を図ります。

３　科学技術への関心を高める教育活動の推進

(1) 科学技術の基礎となる理科，算数・数学に対する関心を高めるため，観察，実験などの教育活動の充実を図ります。また，実生活との関連がある課題や科学的な体験などを取り入れた授業の充実を図ります。

(2) 科学技術への関心を高めるため，学術研究機関などと連携し，教育活動の充実を図ります。

※　キャリア・パスポートとは，自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら，自身の変容や成長を自己評価できるよう，児童生徒が，小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について，学習過程やその成果を記録・収集したものです。